

2022年12月15日

大阪市長 松井 一郎 様

大阪労連・大阪市地区協議会

議長 諫早 健義

大阪市北区錦町2-2国労会館 3階

電話6351-9954

FAX6351-9956

2023年度大阪市予算に対する

要 望 書

その2

障害児・障害者・社会福祉協議会編

1. 障害児・障害者関係についての要望

(1) 通所事業・訪問事業・利用施設・生活施設を問わず全ての障害児・者職場で働く全職員がPCR検査を受けられる体制を大阪市として作ること。また、施設等の消毒費用などを補助できる制度を確立すること。

(2) 希望する社会福祉施設・事業所の従事者が早急に新型コロナワクチンを接種できるよう、大阪市として対策を講じること。なお、市外在住の従事者も対象とし、感染者等の対応を条件としないこと。また、接種日及び副反応に対する特別休暇制度を設けられる助成金等を市として措置することで、安心して受けられるよう行政責任でワクチン接種を推進すること。

(3) 緊急事態宣言やその後の感染拡大に伴い、通所施設や短期入所を閉めたり、感染が心配で利用者がサービスを利用しなかったりして大幅な減収が予想される事業所や施設に対し、大阪市として補助すること。

(4) 災害時や感染症流行時でも、利用者の命と安全、人権が守れるよう、障害児者施設の職員を大阪市独自に加配すること。また、職員配置基準を抜本的に引き上げるよう、国に強く要望すること。

(5) 障害児者施設における職員の人材確保と定着を図るために、大阪市として新たな人件費補助制度を創設するなど実効ある措置を講じること。

(6) コロナ禍での支援を継続するために発生した感染症対策について、緊急包括支援事業のかかり増し経費の対象範囲を拡大するよう国に要望すること。また、当面の間、すべての障害児者福祉事業における感染症対策に要した費用に対し、大阪市として何らかの補助を講じること。

(7) 障害児生活施設について、以下のことを実現すること。

①障害児入所施設における職員配置基準を、早急に児童養護施設並みとするよう国に強く要望すること。また、大阪市としても職員が増員できるよう、予算措置を講じること。

②18歳以上の入所者を速やかに適切な施設に移行するため、進路開拓のための職員を大阪市として増員すること。

③看護師・臨床心理士などの専門職員配置のための予算額を引き上げるよう、国に強く要望すること。また、大阪市としても、専門職員配置のための予算措置を講じること。

④入所理由の第1位である虐待児童の心のケアのため、臨床心理士の配置を児童養護施設と同じく義務付けること。

⑤小規模グループケア加算の増額を国に要望するとともに、大阪市として必要な職員数が確保できるよう予算措置を講じること。

⑥クラスターが発生した際の補助金について、来年度も継続し、金額を児童養護施設並みに引き上げるよう、国に要望すること。また、大阪市としても補助金を支給すること。

(8) 自立訓練（機能訓練）の職員配置基準は6対1となっているが、視覚障害者に対する訓練は、歩行訓練や日常生活動作訓練等、1対1で行っているものが多い。訓練を効率よく行うためには職員配置基準を1対1にする必要があるが、まずは2.5対1以下に改善するよう、国に要望すること。また、大阪市独自に職員を加配すること。

(9) 公募型プロポーザル方式になじまない早川福祉会館点字図書室の委託方式を、単独随意契約方式とすること。

(10) 全区への手話通訳者・相談員の設置に向けての検討内容、進捗状況を明らかにすること。また、聴覚言語障がい者コミュニケーション支援事業との連携について、必要に応じて当事者、事業受託団体との協議を実施すること。

2. 社会福祉協議会についての要望

(1) 事業や職種にかかわらず、社協現場で働く全職員が PCR 検査を定期的に受けることができる体制を作ること。

(2) 大阪市社会福祉協議会・区社会福祉協議会交付金は、コロナ禍や災害においても社会福祉協議会の役割が十分果たせるように、過去の減員回復、人口規模に応じた加配など行い、コロナ禍で休止している地域活動が安全に速やかに再開できるよう、地域を支えられる正規職員を増員すること。

(3) 大阪市社会福祉協議会・区社会福祉協議会として実施する各種事業については、福祉を推進し、事業継続性と質を担保できるように短期間低予算での公募方式は中止し、職員を正規職員として雇用できる委託料の引き上げを行うこと。

(4) コミュニティーソーシャルワーカーは、各区で複数以上の正規で配置できるようにすること。調査員の CSW 転換増員数は正規職員に置き換えて実施体制を強化すること。

(5) 要介護認定・障害支援区分認定調査事業公募は、短期のプロポーザルは改め、現員現給制の予算措置を行い、正規職員の増員により労働者の定着と安定した調査ができるようにすること。

(6) 日常生活支援事業（あんしんさぽーと事業）は独居高齢者、生活保護受給者を多く抱える大阪市の特性をふまえ、継続的に高いスキルを担保できる職員が確保でき、利用者の権利が守られるよう国に対しても要求を行い正規職員の大幅増員を行うこと。

(7) 生活支援体制整備事業の居場所づくりや生活支援サービスの創出は、高齢者だけでなく、障がい者、子どもの分野にいたるまで社協が行う本来業務であり、2層コーディネーター配置と事業拡大はコーディネーター任せにせず、大阪市・区役所・社協全体で取り組むこと。

2層コーディネーター配置にあたっては、コロナ禍で集い場が閉じてしまうなど、再開に向け厳しい状況も踏まえ安定的に働き続けられるよう正規職員の予算措置を行うこと。